

社会福祉法人早川福祉会

藤園苑グループホームひびき

指定介護予防認知症対応型共同生活介護  
指定認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 藤園苑グループホームひびき（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であっても認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の人格と自主性を尊重する。

- 2 行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供する。
- 3 常に内容の充実及び向上を図るように努力する。
- 4 地域・家庭などとの結び付きを大切にした運営を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地等は、次の通りとする。

- (1) 名 称 藤園苑グループホームひびき
- (2) 所在地 富山県高岡市早川 388 番地 1
- (3) 電 話 (0766) 27-8885

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名

事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 2名以上 (内1名は介護支援専門員有資格者)

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、家族や協力病院等の関係機関との連絡・調整に当たる。

- ③ 介護従事者 12名以上

利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護（予防含む）の内容は次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での生活リハビリ
- ④ 相談、援助

(利用料等)

第7条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護（予防含む）の料金は、法定代理受領分については介護報酬告示上の額の1割又は2割3割とし、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額とする。但し、次にあげる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費
- ② 理美容代
- ③ おむつ代
- ④ 光熱水費
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護（予防含む）において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要な費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用

※法の改正により利用料金は別紙の通り定める

- 2 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(介護計画の作成)

第8条 認知症対応型共同生活介護（予防含む）サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。併せて介護計画に署名、捺印をもらい、1部を家族に渡す。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その

実施状況について評価を行う。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 認知症対応型共同生活介護（予防含む）の対象者は、要支援・要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、認知症対応型共同生活介護（予防含む）の提供中に利用者の心身の状況に異常その他の緊急事態が発生したときは、速やかに家族・主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する計画を作成しなければならない。

2 事業所は、非常災害時に備え、年2回以上は、避難・救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、認知症対応型共同生活介護（予防含む）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第13条 事業所は、その責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 認知症対応型共同生活介護（予防含む）を提供した際には、その提供日数及び内容、当該認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。

2 提供した具体的なサービス内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う認知症対応型共同生活介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、居宅介護支援事業所等関係機関に対して、利用者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。

(苦情の処理)

第17条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情・ハラスメント又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・指示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力しなければならない。

また、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善内容を報告しなければならない。

(衛生管理)

第18条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備、備品について、衛生管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行わなければならない。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講ずるよう務めなければならない。又、研修会や訓練を定期的の実施し感染対策の資質向上に努める。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画書)

第20条 業務継続計画書（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。  
事業所は定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(運営推進会議)

- 第21条 認知症対応型共同生活介護（予防含む）が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
  - 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型共同生活介護（予防含む）について知見を有する者で構成する。
  - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
  - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(通常の事業の実施地域)

第22条 通常の認知症対応型共同生活介護（予防含む）サービスの実施地域は、高岡市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(ア) 採用時研修

(イ) 継続研修

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長がこれを定めるものとする。

(改正の手続き)

第22条 この規程を改正するときは、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成25年8月21日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は 令和6年4月1日から施行する。

この規程は 令和6年6月1日から施行する。

別紙  
利用料金表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |